

公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会

令和7年度事業計画

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

I 現状認識

昨年の秋以来、衆議院における少数与党による政権運営並びに食料品及びガソリン等あらゆる物価が急騰し国民生活は不安定な情勢に陥っている。

また、アメリカ大統領にトランプ氏が就任したことにより国際的に政治経済情勢の不透明感が増している。

このような状況の中、県内の雇用情勢は有効求人倍率及び有効求職者数ともにほぼ横ばいの状況で推移している。

県内のシルバー事業の状況については、令和5年10月1日にインボイス制度の導入、令和6年11月1日に特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス新法）の施行、さらには令和7年4月以降の公益法人制度改革と立て続けに法律等（制度）の改正・改革が実施されることとなった。

これらの改正・改革に伴いシルバー人材センターの運営にも大きな変革に取り組むことを余儀なくされている。

県内のシルバー事業の概況についてであるが、会員数は全国では数年来減少が続いているが、県内では各センターの積極的な取組により3年連続で増加している。男女別会員数については、男性が減少している反面女性が増加している。

女性会員の伸びしろはまだ大きいので、今後はさらに女性会員増加に向けてセンターと連合会が連携して、女性の特性を活かせる就業開拓に取り組まなければならない。

また、会員の安全就業はシルバー事業の一丁目一番地であることを改めて念頭に置き、引き続き安全意識の徹底と高揚を図っていく必要がある。

さらに、インボイス制度の導入及びフリーランス新法が施行されたこと並びに令和7年4月から公益法人制度改革が始まることから、周知広報及び制度に関する研修等を各センターとともに取り組むこととしている。このような状況に対応すべく各センター及び連合会におけるデジタル技術の導入も喫緊の課題

である。

II 基本計画

国内、県内と問わず高齢者にも働き方改革の波が押し寄せており、改正高年齢者雇用安定法（以下「改正高齢法」という。）が令和3年4月1日に施行され、従来65歳までの雇用義務に加え、70歳までの就業確保が努力義務とされた。この影響もあってか、県内の令和5年度末時点の会員の平均年齢は73.8歳となっており、数年来急速に高齢化が進んでいる。会員の粗入会率については、1.5パーセントと全国平均（1.6パーセント）以下である。会員数は、各センターの積極的な取組により令和6年度は対前年度比で3年連続の増加となる見込である。

そもそも、シルバー事業の意義については高齢者の生きがい対策につながり、それが住民の介護予防の契機となるなど、地域の活性化に寄与していることは今更言を待たない。例えば、地域においては、高齢者一人暮らし世帯への支援、乳幼児を抱える子育て世代への支援、学童保育の取組、介護予防への取組、空き家の適切な維持管理等への対応などこれまで以上の需要が見込まれる。

このような、社会・経済状況は、これまで実績を重ねてきたシルバー人材センター（以下「センター」という。）への期待が高まると同時に、それに応えていくことが地域との信頼関係が深まり地域での存在感が増し、高齢者が意欲、能力及びエネルギーを発揮することにより生きがいづくりに繋がっていくと確信する。

このため、引き続き多様な地域ニーズや企業の求人状況などを適宜把握し、就業開拓を積極的に進めるとともに、行政機関と連携した公益的分野への進出・拡大も行い、請負・委任・派遣等の事業で、受注件数、契約金額、就業延人員とも新型コロナウイルス感染症発生以前の、令和元年度の実績まで戻すことを目指すこととする。

これらのことを実現するためには、会員の拡大が基本的かつ必要条件となるため、改正高齢法39条による業務拡大の活用及び高齢者活躍人材確保育成事業による就業体験、技能講習を通じた会員の確保が急務と考える。特に女性会員の増加に力を注ぐことも重要である。また、新規加入者の確保と同時に退会希望者に対する個人面談、就業ニーズに応じた就業斡旋等退会抑止の対策を引き続き講じる必要がある。

また、会員の高齢化が進展する中で、従来の就業が難しくなってきた会員でも無理なく働ける仕事の確保が重要であることから、独自事業や軽易な作業の開拓など80歳を超えても活躍できる就業機会の創出に努めることとする。加えて、体力が低下した会員の作業動作をサポートする機器等の活用等有効な方策を講ずる。

以上、新規就業開拓及び会員拡大を両輪として、連合会及びセンターが連携を更に密にしてマッチングを強力に推し進めることが喫緊かつ最大の課題である。

Ⅲ 事業実施計画

1 安全・適正就業推進事業

「安全は全てに優先する」を基本理念に、県内全域で安全就業対策を確実かつ効果的に実施するため、安全就業対策推進計画を策定し各種事業を展開する。また、安全就業の推進に係る指導、助言、研修、情報提供等を行うとともに、各センターと連携し会員の安全意識の醸成と啓発活動を進める。

事故数の減と重篤事故ゼロを目標とする。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 安全・適正就業推進研修会の開催(7月25日(金))
 - ア 安全・適正就業の推進
 - イ 安全・適正就業の事例・体験発表
- (2) 安全就業強化月間の設定(7月)と啓発強化
- (3) 安全就業団体の表彰(7月25日(金))
- (4) 安全・適正就業指導者会議及び安全パトロール担当者会議の開催(4月)
- (5) 安全・適正就業パトロールの実施(7月～10月)
- (6) 安全・適正就業推進委員会の開催(4月・7月・2月)
- (7) 安全・適正就業講習会の開催(11月上旬に3箇所)
- (8) 事故状況の収集とその分析及び情報提供
- (9) 「適正就業ガイドライン」に添った業務運営

2 会員及び就業機会の拡大

- (1) 会員の拡大

第2次会員100万人達成計画(平成30年度～令和6年度)が令和6

年度末を以て終了した。この間、コロナウィルス感染症禍もあり、令和2年4月以降は全国的に会員数が大幅に減少して、本県においても同様に大幅な減少が続いていた。このため、全シ協は第2次会員100万人達成計画（平成30年度～令和6年度）で示した中長期計画を更に継続することは現実的ではないとの理由で、全シ協の令和5年度事業計画において令和5年度以降は当面、一日も早くコロナ前の水準（令和元年度数値）の会員数に回復させること目標とするとされた。

しかしながら、結果的に令和6年度末で上記の目標値を大きく下回ることとなった。このため、全シ協においては、令和7年度以降の新たな会員拡大計画を、会員数及び取組期間について現実的に達成が可能な目標設定を掲げている。会員数については10万人純増、取組期間については令和7年度から令和12年度とされた。

本県においては、令和5年度の会員数のシェアを基本に計画期間中（令和7年度から令和12年度）の会員純増目標数を477人配分された。これを全シ協の配分ロジックを適用し各センターに配分することとする。

連合会における具体的な内容は以下のとおりである。

- ア 連合会機関誌（会報鳥取）の発行
- イ シルバー事業普及啓発促進月間の活用（10月）
- ウ ポスター、各種普及啓発用リーフレットの作成・配布
- エ 改正高齢法39条の業務拡大を活用した会員の確保
- オ 高齢者活躍人材確保育成事業と連携した会員の確保

（2）就業機会の拡大

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、県内全域でシルバー事業を展開し、高齢者が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受出来るよう就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- ア 就業機会開発推進委員会の開催
- イ 就業開拓推進員の配置（月10日勤務）
- ウ ホワイトカラー就業機会開発員の配置（月10日勤務）

3 交流・研修事業

シルバー事業の理念への理解や事業活動の充実・発展を図るため役職員及び会員を対象として資質の向上と知識の高揚を図るため会議・研修会を開催し、積極的に参加する。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 中国ブロックシルバー人材センター協議会 会長・事務局長会議
(広島県) (4月)
- (2) 中国ブロックシルバー人材センター協議会 役職員研修会
(広島県) (10月)
- (3) 中国ブロックシルバー人材センター協議会
事務局長・経理担当者意見交換会 (岡山県)
- (4) 経験交流大会 (10月22日) (倉吉体育文化会館 大研修室)

4 シルバー労働者派遣事業

シルバー派遣事業の事業主体として、県内各実施事務所（各シルバー人材センター）と連携し、高齢法並びに労働者派遣法等の関係法令に則し適切に推進する。改正高齢法39条に基づく業務拡大により派遣先企業等の開拓、派遣会員の希望業種、職種の把握を行う。地域経済を支える側面から、人手不足となっている企業等への派遣も進める。

このため、国が設計した「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を活用したシルバー派遣事業の推進を図る。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 派遣事業の適正な実施の指導
- (2) 派遣事業実施事務所との連携による適正な事業運営
- (3) 派遣事業運営委員会の開催
- (4) 派遣元責任者講習会への参加
- (5) 派遣労働会員に対して適切かつ効果的な教育訓練を実施する。
- (6) 派遣労働会員が安全かつ健康的に働けるよう、適切かつ効果的な衛生教育を推進する。
- (7) 派遣事業の周知・啓発リーフレットの作成・配布

5 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者を対象に実施事務所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い法令遵守による適正な有料職業紹介事業を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 職業紹介事業の適正な実施の指導
- (2) 職業紹介事業実施事務所との連携による適正な事業運営
- (3) 職業紹介責任者講習会への参加

6 福祉・家事援助サービス事業

各シルバー人材センターが実施している介護周辺業務をはじめとする生活支援サービスは、少子高齢化が急速に進展する中であって、今後益々増加するものと予想される。

このため、シルバー派遣事業による保育・介護等新たな就業分野への取組などを踏まえ、会員の確保及び女性会員の就業機会創出を通じて本事業の底上げを図る。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 福祉・家事援助サービス担当者会議への参加
- (2) 「福祉・家事援助サービス事業の手引」を活用した事業展開
- (3) 普及啓発

本事業の広報リーフレットの作成等により啓発・情報提供

7 指導・相談事業

高齢者や地域社会のニーズに的確に対応するセンターの事業展開を支援するため、指導・助言・情報提供を行うとともに、センター役職員の資質の向上を図るため研修会等を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 定期指導

「令和7年度シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領」に基づく「シルバー人材センター指導マニュアル」による指導

(令和7年度は、鳥取市、南部広域、智頭町、岩美町、北栄町各シルバ

- ー人材センターが指導対象センター)
- (2) 事業を円滑に推進するための全国及び県内の情報収集・提供
- (3) 事業推進に係る事務処理及び会計・経理処理の研修会の開催及び指導
- (4) 事業推進のためセンターが抱える業務を中心とした研修会の開催
- (5) 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会主催の会議、研修会への参加

8 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の目的や内容を県民各界・各層に広く周知し、理解を深めるため、あらゆる機会を捉えて広報に努める。特に10月の普及啓発促進月間には、地域社会・住民とふれあう機会を設定し周知・広報を行う。具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 普及啓発促進月間の（10月）の実施
- (2) 就業開拓推進員及びホワイトカラー就業機会開発員により企業等訪問での周知
- (3) 年間を通じた広報活動の推進

9 高齢者活躍人材確保育成事業

鳥取県内では、人口減少等により業界全般で人手不足や現役世代を支える分野での担い確保が課題となっていることから、当該分野における高齢者の就業促進が急務で、シルバー人材センターの役割はますます重要となっている。

本事業では、高齢者及び事業所等に対して、シルバー人材センターについて積極的に周知・広報するとともに、就業体験や技能講習により高齢者が不安なく自信を持って就業できるよう必要な知識・技能の習得に努める。女性会員を増やすためのセミナー等を開催し、女性会員の増加を目指す。

また、商工団体等と連携し、新たにシルバーを活用する事業所等の増加を目指す。

今年度は、下記事項の実施により県内の新規入会者を302人以上増加させるとともに、シルバーを活用する事業所等を増やす。

求人情報紙への広告掲載や会員から知人・親族等への入会勧誘の強化を主に、実効が上がる幅広い周知・広報を実施する。シルバー未加入の高齢者、シルバー一会員で職種転換を希望する者及び前年度未就業の者を対象とした就業体

験・技能講習等を実施するとともに、特にシルバー未入会の女性に人気があるセミナー等を開催し、女性会員の増加を目指す。

また、シルバー未入会の受講者等に対し積極的に入会勧誘を行う。さらには商工団体広報紙への広告掲載や主催行事への参加等協力を得て、シルバーを活用する事業所等の増加を目指す。県内東、中、西部地区で企業説明会を開催し、シルバー派遣等事業の拡大を図る。

目標達成等のため、日頃からセンターや会員のニーズの把握に努め、各センターと連携を密にした業務推進を行う。

10 シルバー事業を取り巻く新しい制度に対する対応

- (1) 消費税における適格請求書保存方式への対応については、インボイス制度の施行後も、業務の効率化や経過措置期間に応じた料金の設定等を通して、安定的な事業運営を図るよう促す。
- (2) 政省令・ガイドラインに則って、フリーランス新法が規定する就業条件明示等の確実な履行を促進する。

また、就業条件の明示を履行する上で最も簡便かつ迅速な方法はデジタル化であるため、業務のデジタル化を促進する。

- (3) 令和7年4月に公益法人制度が改正される。情報収集に努め改正の趣旨に沿った適切な対応策を確実かつ速やかに講ずるよう促す。

11 関係団体との連携

全シ協、鳥取労働局及び鳥取県並びに関係する行政機関や諸団体との連携・協力に努めながらシルバー人材センター事業の効果的な運営を図る。